



# 佐賀県公報

平成17年  
2月14日  
(月曜日)  
第 12567号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(六・生産者支援課) 一  
(七・〃) 一

- ◎佐賀県射撃研修センター管理規則の一部を改正する規則

(六・生産者支援課) 一  
(七・〃) 一

- ◎佐賀県射撃研修センター設置条例に規定する知事が定める額の廃止

(四五・生産者支援課) 二

(四六・道路課) 二  
(四七・〃) 二

- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始

## 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する公示
- 競争入札の参加者の資格
- 佐賀県庁舎電力供給に係る一般競争入札

## 公布された規則のあらまし

- 佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第六号)

佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成一七年二月一六日とした。

- 佐賀県射撃研修センター管理規則の一部を改正する規則(規則第七号)

1 佐賀県射撃研修センターの標的及び標的放出機の使用料の額を定めたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第七条関係)

- 2 この規則は、佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例の施行の日(平成一七年二月一六日)から施行することとした。

## ○ 規 則

佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年二月十四日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県規則第六号

佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する規則をここに公布する。日を定める規則

佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例(平成十六年佐賀県条例第四十七号)の施行期日は、平成十七年二月十六日とする。

### 佐賀県規則第七号

佐賀県射撃研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。平成十七年二月十四日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県規則第七号

佐賀県射撃研修センター管理規則の一部を改正する規則  
佐賀県射撃研修センター管理規則(平成六年佐賀県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「標的又は標的放出機を使用する場合の実費」を「標的使用料又は標的放出機使用料」に改める。

この規則は、佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例(平成十六年佐賀県条例第四十七号)の施行の日(平成十七年二月十六日)から施行する。

### 附 則

この規則は、佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例(平成十六年佐賀県条例第四十七号)の施行の日(平成十七年二月十六日)から施行する。

## ○ 取 示

## ● 佐賀県告示第四十五号

佐賀県射撃研修センター設置条例に規定する知事が定める額（平成六年佐賀県告示第四百一十一号）は、平成十七年二月十五日限り廃止する。

平成十七年二月十四日

佐賀県知事 古川 康

## ● 佐賀県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年二月十四日から平成十七年三月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十四日

佐賀県知事 古川 康

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年二月十四日から平成十七年三月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十四日

佐賀県知事 古川 康

## ○ 取 示

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第1項の規定により次のことおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年2月14日

佐賀県知事 古川 康

## 1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ伊万里駅前店

伊万里市新天町字中島480番1号 外

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

## ● 佐賀県告示第四十七号

道路の種類 及び路線名	道 区 間	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道 川古平山上線	唐津市相知町平山上字大平甲一四一一番一三地 唐津市相知町平山上字西蕨野甲一一四八番三 地先まで	唐津市相知町平山上字大平甲一四一一番一三地 唐津市相知町平山上字西蕨野甲一一四八番三 地先まで	唐津市相知町平山上字大平甲一四一一番一三地 唐津市相知町平山上字西蕨野甲一一四八番三 地先まで	平成一七・一・一四
県道 川古平山上線	唐津市相知町平山上字大平甲一四一一番一三地 唐津市相知町平山上字西蕨野甲一一四八番三 地先まで	唐津市相知町平山上字大平甲一四一一番一三地 唐津市相知町平山上字西蕨野甲一一四八番三 地先まで	唐津市相知町平山上字大平甲一四一一番一三地 唐津市相知町平山上字西蕨野甲一一四八番三 地先まで	平成一七・一・一四

(変更前)

ア マツクスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野邦雄

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イ 有限会社オダカラー

代表取締役 織田清彦

鹿島市大字古枝乙1699番地5

ウ 株式会社回生薬局

代表取締役 平野伸幸

伊万里市立花町4005

(変更後)

ア マツクスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野邦雄

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

イ 有限公司オダカラー

代表取締役 織田清彦

鹿島市大字古枝乙1699番地5

ウ 株式会社回生薬局

代表取締役 平野伸幸

伊万里市立花町4005

(3) 変更した年月日

平成16年9月9日

(4) 変更する理由

小売業者の住所変更のため

2 届出年月日

平成17年1月25日

3 関係書類の縦覧

平成17年2月14日(月)

県 賀 佐 公 露

第12567号

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年2月14日から

平成17年6月13日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれますので、佐賀県が発注する庁舎等の電力供給契約に係る競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査について、次のとおり公告します。

なお、この公告に定める資格審査の手続きは、1994年4月15日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受けます。

平成17年2月14日

佐賀県知事 古川 康

1 調達をする物品の種類

佐賀県庁電力

2 資格審査の申請時期

平成17年2月14日から平成17年3月17日までとします（その後も随時受け付けを行うが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがあります。）。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

3

入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）は、佐賀県庁のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）からダウンロードできます。

また、佐賀県出納局用度管財課 用度担当（郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7194）において随時配布します。

## （2）申請に必要な書類

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局用度管財課用度担当に提出してください。

### ア 営業概要書

### イ 業種及び取扱品目届

### ウ 使用印鑑届

### エ 委任状（支社等に入札等の権限を委任する場合）

### オ 登記簿謄本（発行日から3箇月以内のもの）

### カ 申請書を提出する直前の決算期における貸借対照表及び損益計算書

### キ 県税に未納の額がないことを証する書類（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの）

### ク 地方消費税納税証明書（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの）

### ケ 営業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類

### コ 返信用封筒（長3号）に80円切手をはり、あて名を記入したもの

### サ その他必要と認める書類

## （3）申請書等の作成に用いる言語

### ア 申請書は、日本語で作成すること。

なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換

算し、記載すること。

## 4 入札に参加することができない者

### （1）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの

（2）次のいずれかに該当する事実があつた後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者

### する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正當な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

（3）営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていなければ

### い者

## 5 資格及び資格審査

次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認めた場合は実態調査を行います。

### （1）事業の経営状況

申請書を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業開始後1年を経過していない者にあっては営業開始日から審査基準日の前までの間、営業を停止し、又は休止した者で営業再開後1年を経過していないものにあっては営業再開日から審査基準日の前までの間）における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金

融機関における信用度合

(2) 経営の規模

審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況

(3) 契約の履行実績

審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合

6 審査結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知します。

7 資格の有効期間及び更新手続

入札参加資格の有効期間は、その資格を認定した日から平成18年9月30日までです。

8 入札参加資格の取消し

4の(2)のアからカまでのいいずれかに該当する行為を行ったと認められる者については、入札参加資格認定を取り消すことがあります。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とします。

2 入札参加資格

物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入札参加資格を有する者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札への参加を希望するものは、本県の所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上提出すること。

(1) 申請書の入手先

申請書は佐賀県庁のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) からダウンロードできます。また、(2)の部局においても随時配布します。

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

佐賀県出納局用度管財課 用度担当

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

4 入札参加条件

平成17年3月25日(金)の時点で、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (3) 県庁舎に送電を予定している発電施設が耐震性を有すること。
- (4) 県庁舎に送電を予定している発電施設が災害や事故等で発電できなくなつたときは、当該発電施設の代替施設があること。
- (5) 災害発生時の連絡体制が確立していること。
- (6) 災害発生時から1時間以内に、県庁舎の電気設備に必要な応急復旧資材(500kVA以上の発電機及びケーブル等)を無償で提供できること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

## 5 入札参加条件に関する書類の提出場所、受領期限及び提出方法

### (1) 提出書類

- ア 県庁舎に送電を予定している発電施設が耐震性を有していることを証明する書類
- イ 県庁舎に送電を予定している発電施設が災害や事故等で発電できなくなつたときの代替施設の設置場所、発電能力及び余剰電力に関する書類
- ウ 災害発生時の連絡体制及び連絡方法に関する書類
- エ 災害発生時に提供できる仮設復旧資材の内容及び保管場所並びにその提供方法に関する書類
- (2) 提出場所
- 7の部局
- (3) 受領期限

平成17年3月7日(月)午後5時

### (4) 提出方法

直接持参し、又は郵送(書留郵便に限る。受領期限までに必着)すること。

- 6 入札参加条件に関する審査結果の通知  
入札参加条件審査結果通知書により平成17年3月18日までに当該提出者に通知します。
- 7 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
佐賀県経営支援本部総務法制課 庁舎管理担当、設備官轄担当  
郵便番号 840-8570  
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
電話番号 0952-25-7018
- 8 契約条項を示す場所  
7の部局
- 9 入札説明書の交付方法  
次の期間及び場所で隨時交付します。

### (1) 期間

次の期間及び場所で随时交付します。

### (1) 期間

平成17年2月14日(月)から同年3月7日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

### (2) 場所

7の部局

### (2) 場所

7の部局

### (3) 仕様等に対する質疑応答

- (1) 仕様等に対し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、平成17年3月8日(火)から同年3月14日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に7の部局まで持参し、又は郵送すること。

(2) 質問に対する回答は、回答書を作成し、平成17年3月18日（金）から同

年3月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、佐賀県経営支援本部総務法制課設備營繕担当において閲覧に供することにより行うものとします。

(3) 電話、電子メール、ファクシミリ等による質問は受け付けません。

11 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

7の部局

(2) 受領期限

平成17年3月28日（月）午前11時

(3) 提出方法

直接持参し、又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着）すること。

13 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成17年3月28日（月）午後3時

(2) 場所

佐賀県庁舎7階 74号会議室  
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

14 落札者がない場合の処置

開札をした場合において、落札者がないときは、別に定める日時に再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行います。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債若しくは地方債、日本政府の保証する債権若しくは確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書きをした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可。）。

なお、小切手については、次の条件を満たすものであり、これ以外のものについては、受け取ることができませんので注意してください。

ア 持参人払式のもの又は佐賀県出納長を受取人とするもの  
イ 支払人が、佐賀県内に置かれた手形交換所の交換参加金融機関であるもの

ウ 支払地が佐賀市であるもの

(2) 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除します。

ア 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その保険証券を提出する者

イ 過去2年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人及び公團を含む。）との間で同種・同規模の1年間以上の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行を証明する書面を提出する者

(3) 契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除します。

16 入札の無効

次に掲げる入札は、無効入札とします。

なお、14により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができません。

- (1) 金額の記載がない入札
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
  - (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
  - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
  - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
  - (6) 入札保証金が15の(1)に規定する金額に達しない入札
  - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
  - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 17 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とします。
  - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- 18 その他
- (1) 契約書の作成を要します。
  - (2) 入札に参加する者は、参加に当たつて知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはいけません。
  - (3) この公告に掲げる入札及び契約は、当該電力の調達に係る平成17年度予算が成立しない場合は、中止します。この場合は、佐賀県公報により公告します。

(4) その他詳細は入札説明書にあります。

#### 19 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Saga Prefectural Building.
- (2) Delivery period : From 1 April 2005 through 31 March 2006.
- (3) Delivery place : Saga Prefectural Building.
- (4) Time Limit for Tender : 11:00 AM, 28 March, 2005.
- (5) Contact Point where Documents for tendering a bid are available : General & Legal Affairs Division, Management Assistance Head Office of Saga Prefectural Government, 1-1-59, Jonai, Saga-shi, Saga-ken, 840-8570, Japan. Tel : 0952-25-7018